

「夕風第2団地内遊休地」分譲事業実施要項

1. 目的

町では、住民サービスや地域活性化の観点から公有財産について個別の利活用方針を定め、貸付けや売却処分等による民間活用を積極的に推進するため「八峰町公有財産利活用基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき「夕風第2団地」内遊休地（以下「譲渡対象地」といいます。）を、住宅用地として分譲します。

2. 申込者の要件

譲渡対象地は、住宅用地を必要としている個人で、以下の各号のいずれにも該当しない方に限り、購入することができます。

- 1) 集团的に、又は常習的に暴力的行為等を行うおそれのある組織の構成員等となっている方
- 2) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている方又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生開始手続の申立てがされている方
- 3) 申込書提出時点で住民登録している市区町村税（目的税を含む）を滞納している方
- 4) その他町長が不相当と認めた方

3. 譲渡対象地の概況

- 1) 所在地 秋田県山本郡八峰町八森字八森地内 全2区画
- 2) 設 備 水道／引込み管なし（道路内に本管あり、一部令和3年度整備）
下水道／公共ますなし（道路内に本管あり、一部浄化槽利用）
ガス／プロパンガス
- 3) 交 通 JR五能線「東八森駅」徒歩7分
- 4) 公共施設 学区／小学校 八森小学校まで5.5km（スクールバスあり）
中学校 八峰中学校まで7.8km（スクールバスあり）
八峰町役場まで2.3km
病院等／「東八森診療所」徒歩8分
「八森歯科医院」徒歩9分
- 5) 譲渡対象地の全体が、不陸地（でこぼこのある土地）です。（抜根が必要な箇所があります。）
- 6) 譲渡対象地の西側から北側にかけて、町で歩道整備を行う計画があります。（**整備済み**）
- 7) 現在、譲渡対象地内にある消火栓及びゴミステーションは、令和3年度の早期に譲渡対象地の外へ移設する予定です。（**移設済み**）
- 8) 譲渡対象地の全体が、**「秋田県津波浸水想定」による浸水想定区域です。**（想定津波深5～10m）このことをよく承知の上、申し込んでください。

4. 譲渡価格

1平方メートルあたり1,400円とします。

5. 譲渡条件

- 1) 購入できる土地は、申込者1名につき1区画です。
- 2) 購入者は、**購入後3年以内**に専用住宅（附属屋を含みます。）を建築し、住民登録したうえで

居住していただきます。

- 3) 購入した土地は、所有権移転登記後 10 年間の転売及び使用貸借による権利並びに賃借権の設定を禁止します。
- 4) これらの譲渡の条件を守っていただくため、所有権移転登記後の契約不履行等の不誠実な行為が発覚した場合に、町が土地を買い戻す権利（買戻し権）を登記します。買戻し権の期間は 10 年です。
- 5) 購入者への所有権移転登記費用は、購入者の負担とします。

6. 申込み方法

譲渡を希望する方は、下記の書類をそろえて役場総務課まで申し込んでください。

- a. 譲渡申込書（所定の様式） 1 通
 - b. 譲渡申込みに係る誓約書 1 通
 - c. 新築した住宅に入居する方全員の住民票 1 通
 - d. 令和 3 年度の市区町村税（目的税を含む）納税証明書 1 通
 - e. 優先購入を申し込む場合は、条件に該当することが確認できる以下の書類 1 通
- ※優先購入については、9. を参照してください。

条件 a の場合は、夫婦の戸籍全部事項証明書
条件 b の場合は、同居する高齢者等の住民票及び申請者との続柄が分かる戸籍証明書
条件 c の場合は、賃貸住宅の賃貸契約書のコピー

7. 募集期間

随時、申込み先着順。 また、全区画の譲渡先が決定した時点で事業を終了します。

8. 購入者の決定方法

随時、申込み先着順。

9. 優先購入

随時、申込み先着順。

この事業に関するお問合せ

申込先

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名湍字目長田 118

八峰町役場 総務課管理契約係

電話 0185-76-4601 FAX 0185-76-2113

メール : Kanzai@town.happou.akita.jp

※タイトルを「夕凧第 2 団地遊休地分譲事業」としてください。